



# 太陽光発電施設の導入と 適正な土地利用について

令和3年2月16日

令和2年度 第1回静岡県国土利用計画審議会

事務局説明資料

# 1 太陽光発電施設の動向①

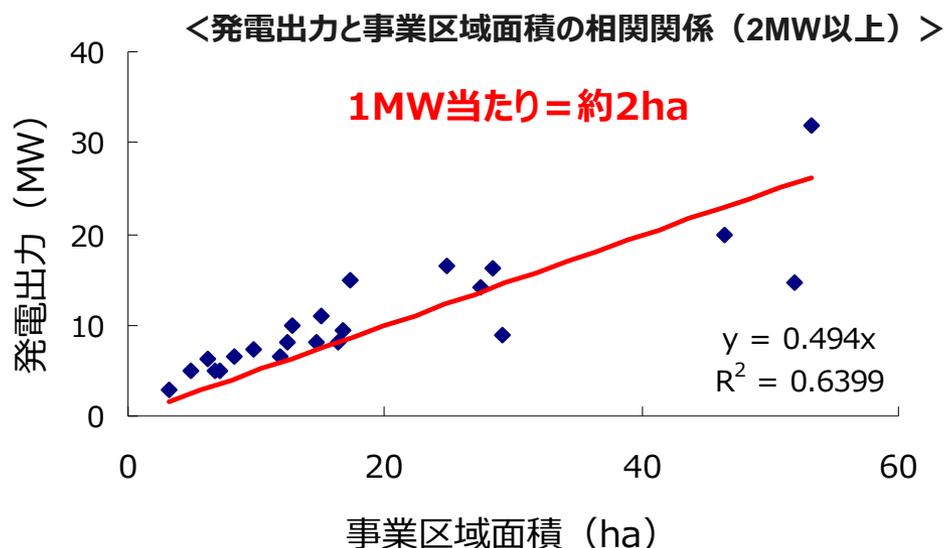
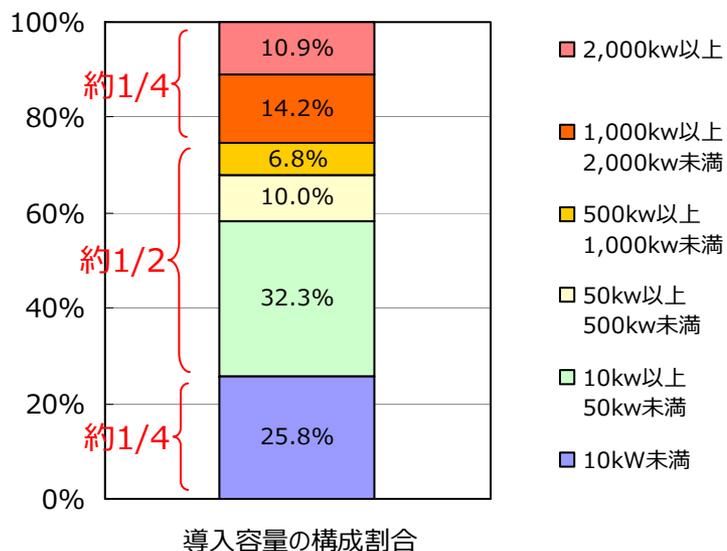


## ○本県の太陽光発電施設の導入実績

- ・ふじのくにエネルギー総合戦略における太陽光発電設備容量の目標（R3：210万kW）を達成
- ・設備容量の内訳は、10kW未満が約1/4、メガソーラーが約1/4、それ以外の中・低容量が約1/2
- ・発電出力と事業区域面積は相関関係があり、2MW以上のカテゴリーでは、1MW当たり事業区域面積は約2ha

2020年6月末現在	10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上
導入件数（件）	127,077	31,875	921	215	206	22
導入容量（kw）	558,716	698,791	215,882	146,607	307,588	236,787

計 216万kW



# 1 太陽光発電施設の動向②



## ○FIT未稼働案件の状況からみる今後の導入見込み

2020年6月末		10kW未満	10kW未満 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上
認定 (A)	件数 (件)	72,866	36,303	1,135	244	262	41
	容量 (kW)	341,858	897,532	296,184	167,355	398,139	593,947
導入※ (B)	件数 (件)	71,067	31,329	894	215	206	22
	容量 (kW)	332,256	691,078	213,608	146,607	307,588	236,787
既認定・未稼働 (A - B)	件数 (件)	1,799	4,974	241	29	56	19
	容量 (kW)	9,602	206,454	82,576	20,748	90,551	357,160

※「導入 (B)」には、制度移行前の導入設備は含まない。

### <2MW以上の未稼働案件 (19件) の認定内容>

箇所	発電出力 (MW)	事業区域 面積 (ha)	箇所	発電出力 (MW)	事業区域 面積 (ha)
1 伊東市	50.0	104.9	11 下田市	15.0	33.2
2 伊東市	40.0	89.2	12 富士宮市	13.0	22.9
3 函南町	29.8	41.9	13 牧之原市	10.7	15.5
4 河津町	26.0	135.6	14 下田市	10.0	71.3
5 東伊豆町	21.8	170.5	15 下田市	10.0	15.2
6 伊東市	20.5	72.2	16 静岡市	10.0	28.6
7 富士宮市	20.0	3.3	17 東伊豆町	9.5	150.4
8 南伊豆町	20.0	64.0	18 静岡市	9.0	18.0
9 下田市	16.4	35.0	19 伊豆市	8.3	20.1
10 伊東市	15.0	33.6	計	355.0	1125.4

2020年6月末時点で、2MW以上の認定で

合計事業区域面積**1,125ha** の計画が存在

- ・ただし、未稼働対応として、FIT法改正により買取期間短縮・買取価格低減が措置
- ・事業開始に至らず、認定が失効する案件が発生する可能性もある

# 1 太陽光発電施設の動向③

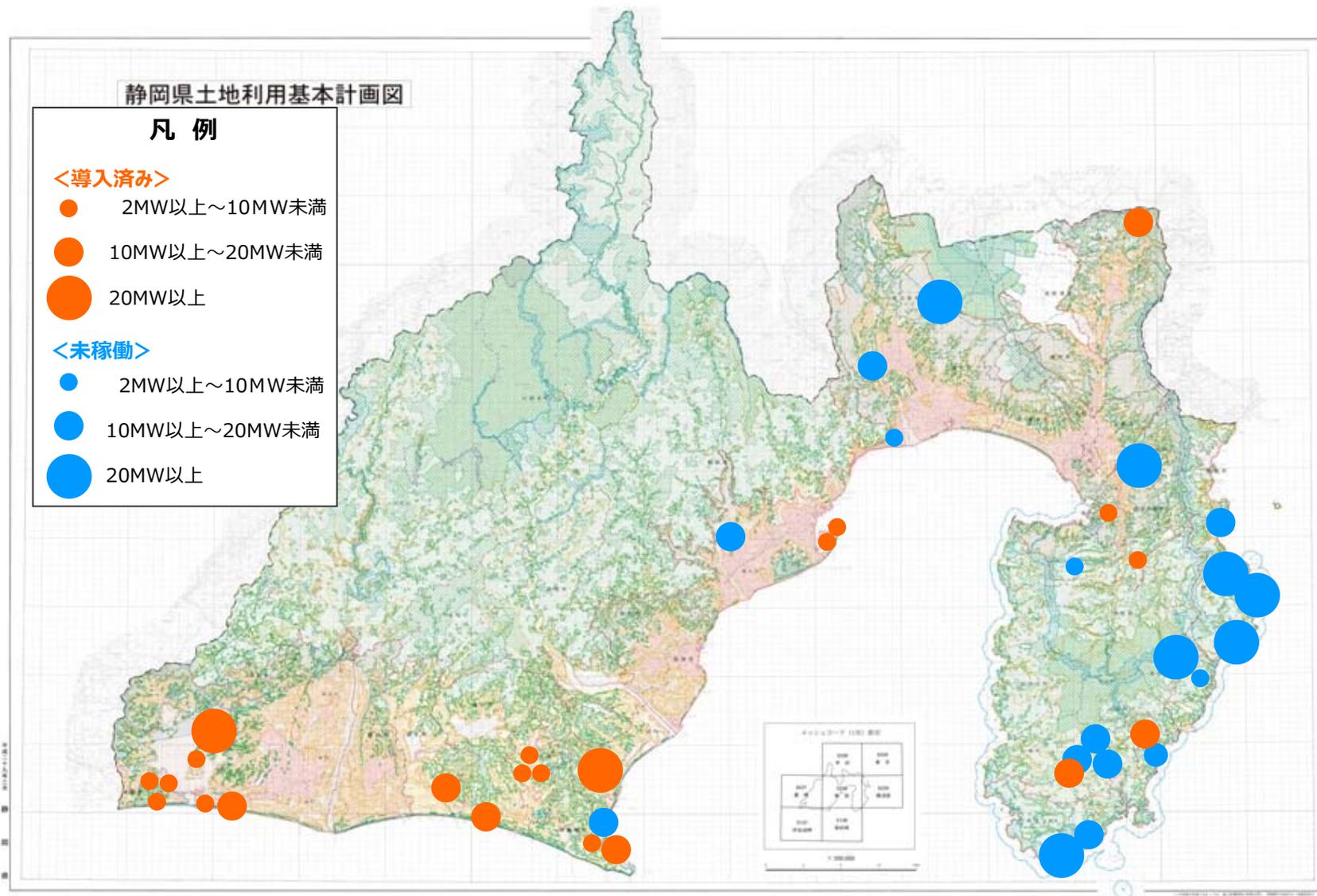


7 エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに

13 気候変動に  
具体的な対策を

15 陸の豊かさも  
守ろう

## ○FIT認定案件（導入済み・未稼働）箇所（2MW以上）



# 1 太陽光発電施設の動向④



## ○直近1年間のFIT認定動向からみる今後の導入見込み

調達価格を入札で決定するカテゴリー（令和元年度：500kw以上、令和2年度：250kw以上）では、**新規認定は足踏み状態。**

一方、10kw未満の家庭用及び事業用でも低容量のカテゴリーでは、**今後も拡大が見込まれる。**

		10kW未満	10kW以上 50kW未満	50kW以上 500kW未満	500kW以上 1,000kW未満	1,000kW以上 2,000kW未満	2,000kW以上
2020.6末 時点認定	件数	72,866	36,303	1,135	244	262	41
	容量	341,858	897,532	296,184	167,355	398,139	593,947
2019.6末 時点認定	件数	65,721	34,458	1,016	250	265	41
	容量	305,314	847,195	250,650	170,852	403,727	593,947
直近1年間 の認定	件数	7,145	1,845	119	-6	-3	0
	容量	36,544	50,337	45,534	-3,497	-5,588	0

# 1 太陽光発電施設の動向⑤



## ○今後の再生可能エネルギー導入促進策

- ・国では、新たに市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度（FIP制度）を創設し、再生可能エネルギー事業者の投資インセンティブを確保

**FIT制度** 価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ  
→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし

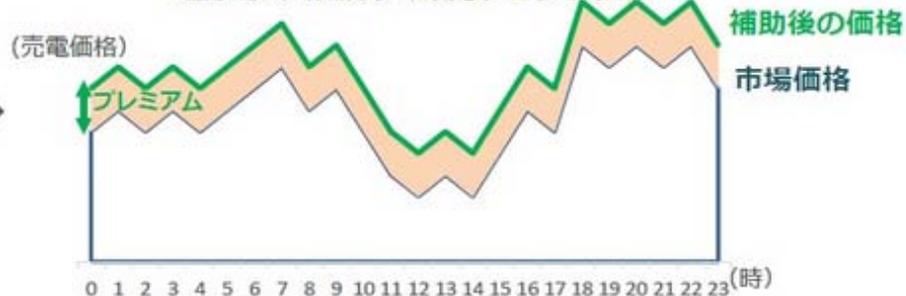
(売電価格)



**FIP制度** 補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動

→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり  
※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新

(売電価格)



- ・県では、供給が不安定になりがちな再生可能エネルギーを、**安定電源として活用するための新たな需給調整システム「バーチャルパワープラント」**の社会実装に向けて、民間事業者や市町等と協議会を設置し、技術的な課題等の検討を実施

※バーチャルパワープラント

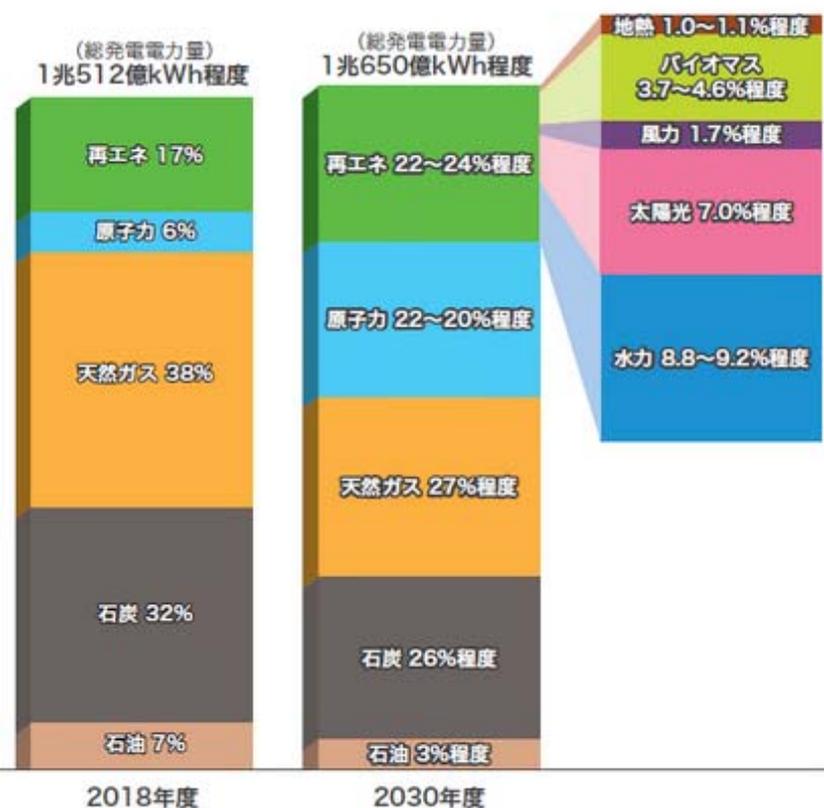
- ・IoT技術を活用し、太陽光や風力といった再生可能エネルギーなどの発電量と、家庭や事業所が利用する電力量などのデータを集約し、蓄電池の遠隔操作等により、地域内の電力の需要と供給を効率的に調整する仕組み。
- ・蓄電池の充放電により、再生可能エネルギーを安定電源として活用できるようになり、設備導入量の拡大や電力の地産地消、災害時のレジリエンス強化等の効果が見込まれる。

# 1 太陽光発電施設の動向⑥



## ○2030再生可能エネルギーの導入目標

電源構成



経済同友会（代表幹事：櫻田謙悟・SOMPOホールディングスグループ社長）は、2020年7月29日、日本国内における**2030年のエネルギーミックスについて、「再生可能エネルギー比率40%」**を目指すべきとの政策提言を発表

自然エネルギー協議会（34道府県等）は、2020年10月21日環境省、経済産業省に「第6次エネルギー基本計画」において、「**2030年自然エネルギー発電比率・40%超**」の意欲的な導入目標を設定する政策提言を提出

小泉環境大臣は、2020年12月15日「**2030年に地域での再生可能エネルギーを倍増させる**」との目標を発表。脱炭素社会実現のため、2030年の再生エネ22~24%の電源構成目標を**40%以上に増やす**意向

出典：資源エネルギー庁HP「2020—日本が抱えているエネルギー問題」

# 1 太陽光発電施設の動向⑦



## ○2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた動向

### 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース (R2.11.20内閣府特命担当大臣決定)

#### 開催趣旨 (要旨抜粋)

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入の障壁となる規制に改革に網羅的かつ横断的にスピード感を持って取り組まなければならない。このため、内閣府特命担当大臣(規制改革)主宰で、再生可能エネルギー等に関する規制等を総点検し、必要な規制見直しや見直しの迅速化を促すことを目的にタスクフォースを開催する。

#### 検討テーマ

##### (1) 立地制約に係る見直し

- ① 農地や保安林等に関する規制の見直し
  - ・ 荒廃農地等の有効活用に向けた農地法等の見直し
  - ・ 国有林・保安林の有効活用に向けた森林法等の見直し
- ② 環境アセスメント基準等に関する見直し 等

##### (2) 系統制約に係る見直し

- ・ 優先給電ルールの見直し
- ・ 再エネ発電設備の優先接続へ向けた制度の見直し
- ・ 地域間連系線ルールの見直し 等

##### (3) 市場制約に係る見直し

- ・ 競争促進や負担公平化に向けた取引市場の見直し (容量市場等)
- ・ 非化石価値取引市場等の見直しを含むトラッキング制度の整備
- ・ 需要家が発電事業者から再エネ由来電力をより容易に調達できる仕組みの整備 等

##### (4) 地域との共生に係る見直し

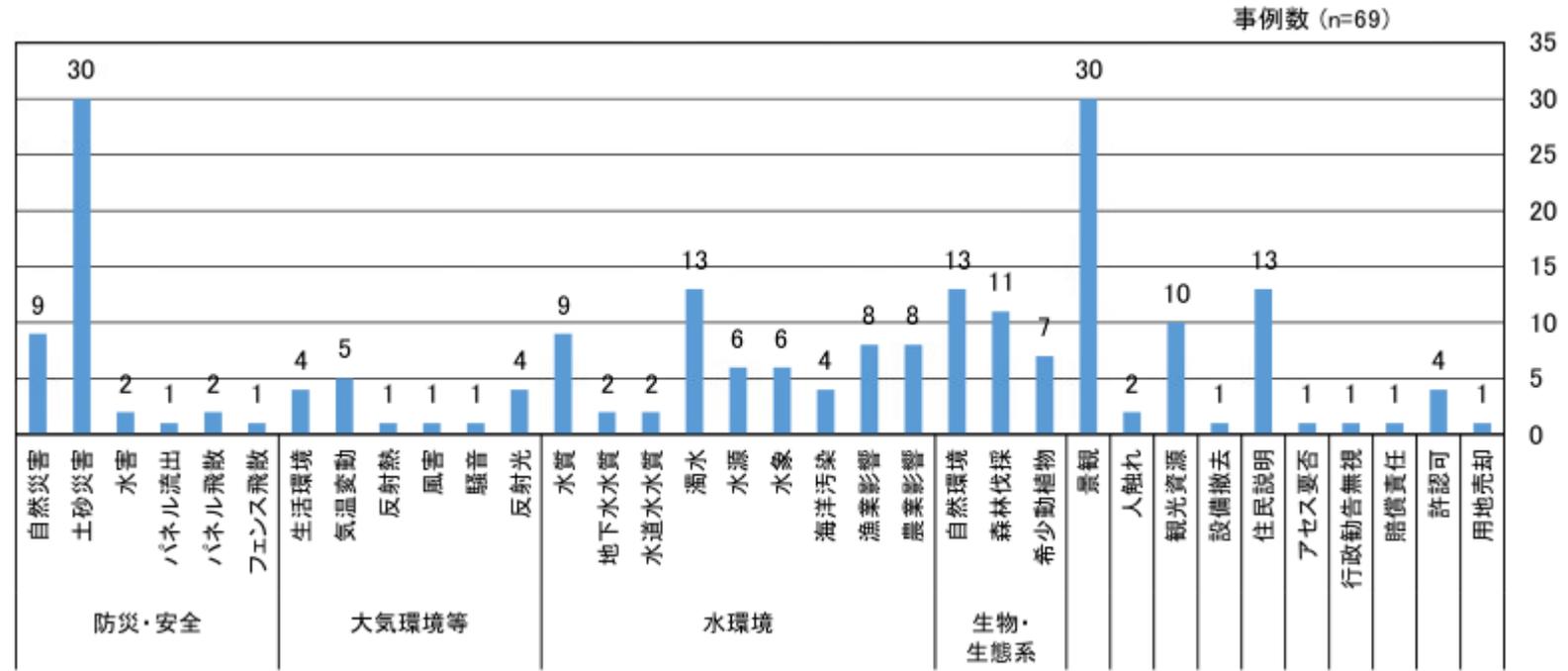
# 2 太陽光発電施設の立地に係る課題①



## ○環境保全等に係る主な問題点（環境省まとめ）

- 2016年～2018年夏までの報道状況をみると、太陽光発電事業における環境保全等に係る問題事例数が69件あった。
- 主な問題点として、以下のものが挙げられる。

- ①土砂災害等の自然災害の発生 ②景観への影響 ③濁水の発生や水質への影響
- ④森林伐採等の自然環境への影響 ⑤住民への説明不足



# 2 太陽光発電施設の立地に係る課題②



## ○環境省がまとめた問題事例の土地利用別・敷地面積別の分布

- ・土地利用でみると、問題が発生した事例の**大半が森林**である。
- ・敷地面積でみると、**面積の大小にかかわらず問題が発生**している。

### 【土地利用別件数】

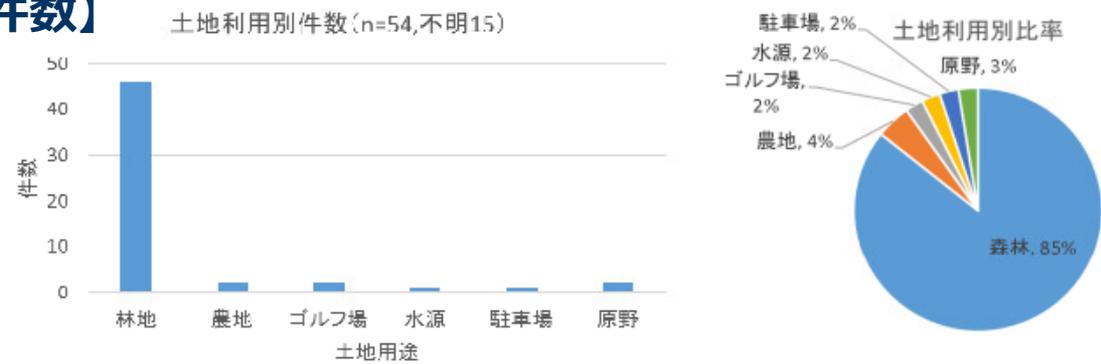
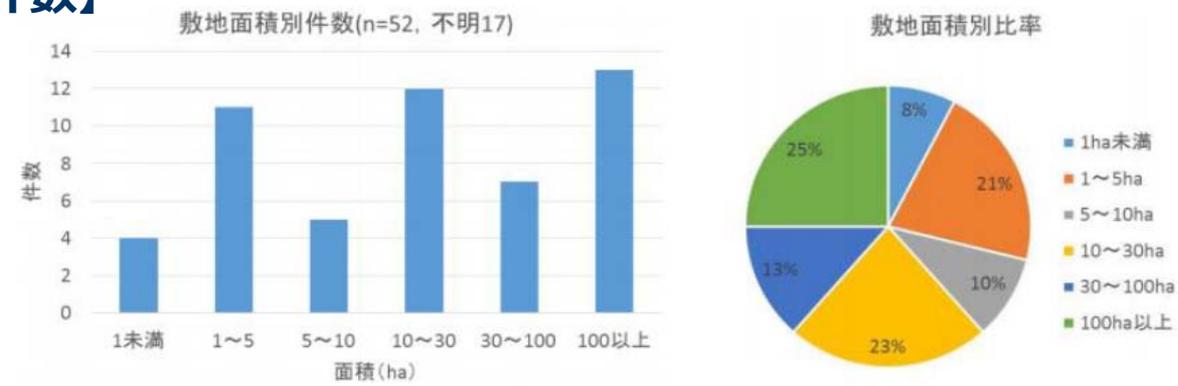


図13 土地利用別の問題事例数集計結果  
(平成28年1月1日～平成30年7月11日の新聞報道より集計)

### 【敷地面積別件数】



出典：環境省「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」資料  
2018年8月、2016年1月1日～2018年7月11日の新聞報道より環境省集計

# 2 太陽光発電施設の立地に係る課題③



## ○法的コントロール上の課題

### <建築基準法・都市計画法>

- ・土地に自立して設置する太陽光発電設備は**建築基準法上の建築物・工作物**でなく、太陽光発電設備を設置する目的で行う土地の区画形質の変更は**都市計画法上の開発行為**にも該当しない。

### <森林法>

- ・太陽光発電施設の立地に当たり、地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、1haを超える開発は知事の許可（林地開発許可）が必要。1haに至らない開発は市町長への届出（伐採及び伐採後の造林の届出）を行う必要がある。
- ・林地開発許可制度では、**技術的に基準をクリアすれば、知事は開発を許可しなければならない**とされている。

### <景観法>

- ・景観法では、景観行政団体が定めた景観計画区域内での工作物の設置に届出義務を課すとともに、同計画による制限に適合しない行為に対して是正勧告ができる。
- ・景観法は、あくまで良好な景観の形成を目的とした仕組みであり、**自然環境問題や災害リスクへの有効な対応策として活用するには限界**がある。

出展：日本都市センター「太陽光発電設備設置の適正化に向けた独自規制・手続条例の可能性と課題」より作成

### <本審議会における課題意識>

- ・個別法に基づいて対応しているのでは、**全体として適正な土地利用**が保たれないのではないか。
- ・太陽光発電施設の立地については、**規制だけでなく、誘導の考え方**が必要ではないか。

# 3 課題への対応① (国)



## ○FIT認定制度における地域共生の仕組みの創設 (2017年4月)

- ・ 認定案件の詳細情報（設置者、設置場所、出力等）について、可能な範囲で地方自治体に提供するシステムを運用
- ・ 土地利用や安全性に関する他法令（条例を含む。）の遵守を求め、違反した事案について改善命令を行い、認定取消を行うことができる

**<認定申請の流れ>**

■ 太陽光50kW未満以外

- ① WEB上で申請情報を入力
- ↓
- ② 登録画面を印刷したものに必要な書類を添付
- ↓
- ③ 各経済産業局に発送

■ 太陽光50kW未満

- ① WEB上で申請情報を入力
- ↓
- ② 添付書類をPDF等でアップロード
- ↓
- ③ 代行申請機関に登録

※ 接続同意を証する書類については、申請時点に必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。

※ 変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。

**<認定基準（新制度で追加される主なもの）>**

**1. 事業の内容が基準に適合すること**

適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること

外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）

設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること

発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること

（バイオマスの場合）発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること

（地熱の場合）地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること

**2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること**

接続することについて電気事業者の同意を得ていること

**3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲**

**（1～3共通）**

関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

**<地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み>**

認定申請段階

**認定申請情報を関係省庁・自治体に共有**

関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有

認定段階

**認定基準に基づく事業計画の審査**

適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認

**認定情報の公表**

認定した事業計画（太陽光20kW未満を除く）の主要な情報を広く一般に公表

事業実施段階

**事業計画に違反した場合の指導等**

関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行う

事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進

# 3 課題への対応② (県)



## ○静岡県土地利用基本計画書の改正 (H30.4)

### 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項

特に土地利用の調整が必要と認められる地域	土地利用調整上留意すべき基本的事項
大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置地域	大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、 <b>周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応等に十分に配慮して、関係法令や条例等に基づき適正な土地利用を図る。</b>

### <国土利用計画法運用指針 (H29.4国土交通省国土政策局) 抜粋>

- ・国や地方公共団体は、**土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置等を講ずるものとされている(法第 10 条)。**
- ・第 10 条は、**関係行政機関に土地利用基本計画に即して個別法のゾーニングや開発行為の許可等を行うことを要請する趣旨**である。つまり、土地利用の総合調整を行うため、諸法律による地域指定・開発行為の規制等の**土地利用上の諸措置を総合調整する上位計画として土地利用基本計画を機能**させ、土地利用の総合調整を図ることとされたものである。

# 3 課題への対応③ (県)



## ○ 太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドラインの作成 (H30.12)

- ・ 事業用太陽光発電設備の設置事業者が計画立案段階から撤去・処分に至るまでの間に実施する手続や遵守すべき事項について、市町が策定するガイドラインのモデルを策定
- ・ 対象設備：出力10kW以上又は敷地面積100m<sup>2</sup>以上の事業用太陽光発電設備

### 【主なポイント】

- ① **エリア設定** → 立地を避けるべきエリア等を設定し、環境等への影響が大きいエリアでの立地を抑制
- ② **事業の各段階における届出** → 事前に情報を入手し、迅速に関係機関や地域と情報共有
- ③ **入念な事前協議（市町、地域住民）** → 地域住民とのトラブルを未然に防ぎ、適正な事業への指導を実施
- ④ **適正な管理（稼働状況の把握、処分費用の積立）** → 設置後の撤去も含めた適正な管理を促進

## ○ 環境影響評価制度の適用範囲の見直し (H31.3)

県環境影響評価条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）の対象に**20ha以上の森林伐採を伴う事業を新たに加える**等の規則改正

	事業の種類	第1種事業の要件 (アセス必須)		第2種事業の要件 (アセスの必要性を個別判断)
		太陽光発電所の 用に供される敷地 50ha以上	森林を伐採 する区域 20ha以上	太陽光発電所の用に供される敷地 20ha以上50ha未満 (特定地域※にあっては5ha以上)
改正後	発電所の建設 【追加】 太陽光発電所			

※特定地域：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定める特別保護地区 ほか

# 3 課題への対応④ (県)



## ○県土地利用事業の指導要綱の対象の見直し (H31.10)

宅地の造成等の大規模な開発案件について、各法令等の許認可のワンストップサービスとして実施している**土地利用事業の指導の対象として、「太陽光発電設備の設置」を追加**

区分	対象
改正後	住宅、工場、研修・研究施設、教育施設、体育施設、遊戯施設、保養施設、墓園等の建設又は <b>太陽光発電設備の設置</b> の用に供する目的で行う一団の土地の区画形質の変更に関する事業をいう。

※対象面積：施行面積5ha以上（市街化区域又は用途地域内10ha以上）

## ○林地開発許可に係る審査基準の改正 (R2.7.1から適用)

- 全国知事会の要請等を受け、農林水産省林野庁は「太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討会」を開催。当該検討会の答申を反映する形で、林地開発許可審査基準に関する地方自治法に基づく技術的助言の運用を改正。
- 県は、上記通知の内容を踏まえ、「**静岡県林地開発許可審査基準及び一般的事項**」を改正。

区分	太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為に適用する基準(追加・主なもの抜粋)
改正後	<p>審査基準</p> <p>(災害の防止)自然斜面に発電施設を設置する場合は、擁壁や排水施設等を確実に設置。 (環境の保全)残置森林率15%以上の確保。外周部及び尾根部への残置森林の配置。</p> <p>一般的事項 (※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業終了後に原状回復等の措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずる。</li> <li>太陽光パネルやフレーム等について、色彩等、景観に配慮した施工に努める。</li> <li>説明会等住民の理解を得るための取組を実施するよう努める。</li> </ul>

※開発行為にあたり留意すべき一般的事項として、申請者に対して適正な取組の実施を行政指導するもの。

# 3 課題への対応⑤ (市町)



## 富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例 (H27.7.1施行)

### <概要>

富士山の景観、自然環境及び生活環境の保全・形成と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るため、市長への届出と同意申請を義務付け

### <対象設備>

- ・太陽電池モジュール面積合計が1,000㎡を超える太陽光発電設備
- ・高さ10mを越える風力発電設備

### <制度の特徴>

#### ①届出・同意申請

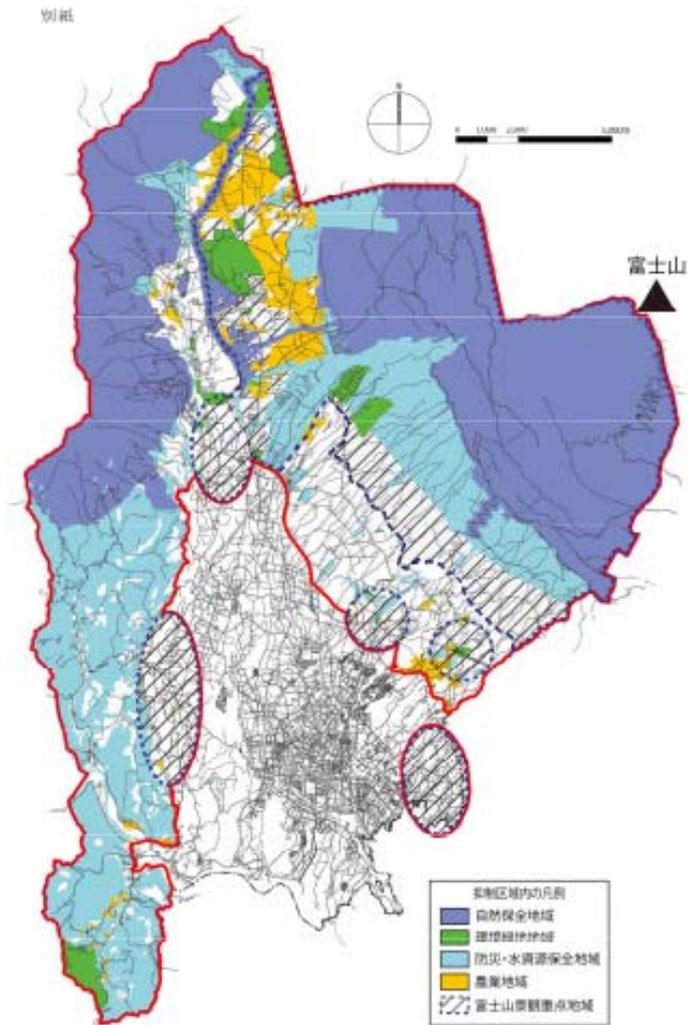
- ・対象物件を設置する場合、事業着手の**60日前までに、市長への届出と同意申請**を義務付け
- ・届出に際し、自治会・近隣関係者への**説明報告書**を添付

#### ②抑制区域の設定 (右図の赤枠内)

- ・対象設備の設置事業を抑制する「抑制区域」を指定
- ・**抑制区域内での設置事業は、原則として不同意**

#### ※抑制区域の考え方

- ・地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
- ・豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。
- ・歴史的又は郷土的な特色を有していること。



※赤実線枠内を抑制区域とする。

# 3 課題への対応⑥ (市町)



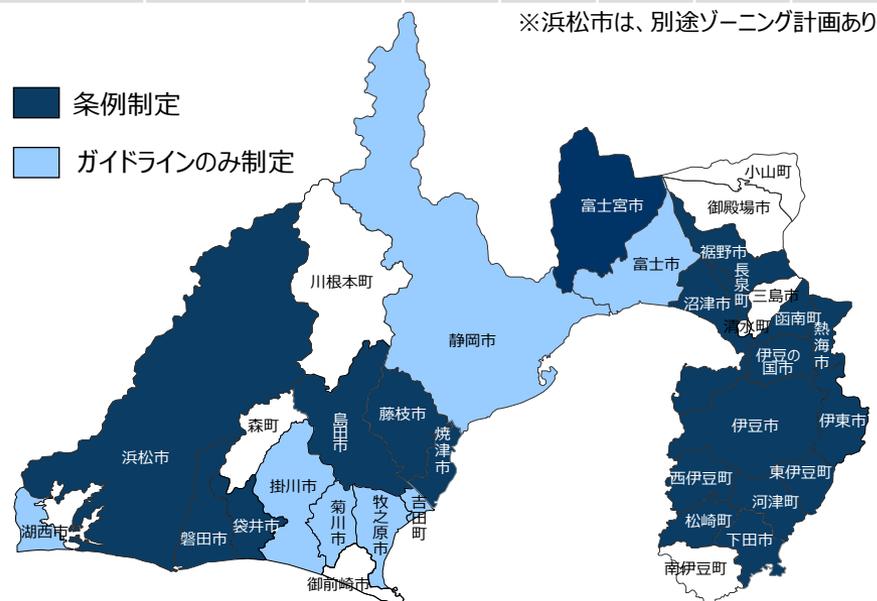
## ○県内市町の再生可能エネルギーと環境の調和に関する条例

- ・**県内35市町中、20市町で制定済み。(6市町で検討中)**
- ・多くの条例で、事前届出と首長の同意 (抑制区域においては原則として不同意) を義務付けている。

市町	施行日	対象エネルギー			抑制区域	事前届出	首長同意
		太陽光	風力	その他			
富士宮市	H27.7.1	○	○	—	○	必要	必要
伊東市	H30.6.1	○	—	—	○	必要	必要
下田市	H30.10.1	○	○	—	○	必要	必要
伊豆市	H30.10.1	○	○	○	○	必要	必要
松崎町	H30.11.1	○	○	—	○	必要	必要
河津町	H30.12.1	○	○	—	○	必要	必要
西伊豆町	H31.1.1	○	○	—	○	必要	必要
東伊豆町	H31.2.1	○	—	—	○	必要	必要
島田市	R1.6.1	○	—	—	なし	必要	必要
伊豆の国市	R1.7.1	○	○	—	○	必要	必要
藤枝市	R1.7.1	○	○	○	○	必要	必要
袋井市	R1.9.1	○	○	○	○	必要	必要
函南町	R1.10.1	○	○	—	○	必要	必要
焼津市	R2.1.1	○	○	—	○	必要	必要
裾野市	R2.1.15	○	○	—	○	必要	必要

市町	施行日	対象エネルギー			抑制区域	事前届出	首長同意
		太陽光	風力	その他			
浜松市	R2.4.1	○	○	○	なし※	必要	なし
長泉町	R2.4.1	○	○	—	○	必要	必要
磐田市	R2.6.1	○	○	—	なし	必要	必要
沼津市	R2.9.1	○	○	—	○	必要	必要
熱海市	R2.10.1	○	○	—	○	必要	必要

※浜松市は、別途ゾーニング計画あり



# 3 課題への対応⑦ (市町)



## ○植林により森林機能を保全しようとする取組

### 富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例 (令和2年10月公布 令和3年4月施行)

#### <概要>

森林の公益的機能を保全するため、事業主等に対し、事業計画の提出、対象事業が森林機能に及ぼす影響の評価、森林機能を保全するための措置の検討・実施を義務付け

#### <対象地域>

富士・愛鷹山麓のうち、特に森林機能の保全が必要な森林の区域

#### <対象事業>

伐採跡地を森林以外の用途に供する事業であって、市長が森林喪失影響評価を実施すべきと判定したもの

#### <制度の特徴>

##### ①届出

・事業実施者と土地所有者等が連名で開発届出を提出

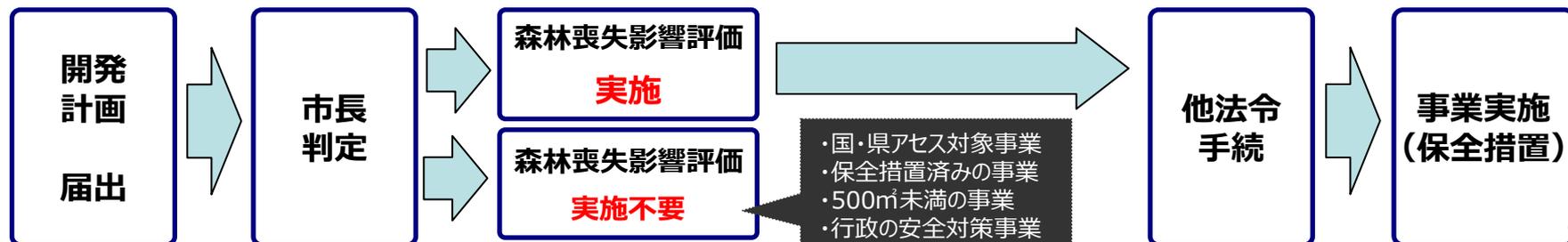
##### ②森林喪失影響評価

・市長が必要と判定した事業について、**技術指針に基づく森林喪失影響評価及び評価書に基づく事業実施**を義務付け  
・森林喪失影響評価書において、**対象事業により失われる森林機能を植林により保全する措置**を記載

##### ③勧告・命令・公表

・手続の不実施、条例規定違反、評価書の不遵守に対して、必要な措置の勧告及び従わない者への措置命令  
・措置命令に従わない事業主の公表

#### <手続フロー>





## ○太陽光発電施設の適正導入の取組について

- ・ 現行の土地利用規制制度は、個別法の目的の範囲内で区域や対象規模が指定され、許可制度が運用される仕組みになっており、全ての**太陽光発電施設の立地**について、**多様な視点から一元的にコントロールすることは困難**である。
- ・ 太陽光発電施設については、特にFIT制度初期において高額な買取価格が保証されたことにより自然改変型の大規模開発に拍車をかけ、**環境保全上の問題を拡大し、地域の実情や住民の意向に沿わない土地利用を出現させた面**がある。
- ・ こうした中で、改正FIT法における基準違反の場合の認定取消の制度化、**県・市町における環境影響評価条例の活用、太陽光発電設備を対象とする条例の制定などの取組**が行われ、太陽光発電施設の適正導入に重要な役割を果たしており、今後も、条例の活用が重要な要素となる。

## ○今後の再生可能エネルギーの導入について

- ・ 再生可能エネルギーは、**脱炭素の鍵となるエネルギー源**であり、分散型でレジリエンスに優れている。また、再生可能エネルギーの導入は新しい雇用を生み出し、**地域の経済循環にも資する**。
- ・ 特に、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、規制改革や革新的イノベーションの推進等の政策の拡大が予想される中で、再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入は非常に大きな要素となっている。
- ・ こうした**社会動向や国の政策を注視しながら、太陽光に限らず、再生可能エネルギー発電施設の立地に係る課題に適切に対応し、その導入を拡大していく必要がある**。



## ○持続可能な国土利用に向けて

- ・持続可能な国土利用の実現には、国・県・市町や、住民一人ひとりが地域づくり・まちづくりに関わっていくことが不可欠だが、とりわけ**住民等との協働による地域づくり・まちづくりを先導する市町の果たす役割は極めて大きい。**
- ・市町国土利用計画は、市町の区域全体の国土利用にかかるいわば「**マスタープラン**」としての役割を果たすものであるが、県内では**15市町で目標年次を経過又は未策定であり、全県下で計画の策定を実現**することが必要である。
- ・また、土地利用政策を進めていく上での住民参加・合意の手法や、国土利用計画の理念を具体化する**土地利用計画図の作成、その実現手段としての条例の活用等**について、先進事例を共有し、横展開していく必要がある。